

返還免除制度を導入
しました。詳しくは市
HPを御覧ください。

令和8年度 玉野市奨学生募集要項

本制度は、奨学金貸与ですので、原則返還が伴います。
申請の前に、返還についてもご家族でよく話し合いの上、申請してください。

1. 奨学資金とは

学校教育法に基づく高等学校、高等専門学校、大学、市内の専修学校に在学する者に奨学金を貸し付け、将来社会に貢献しうる有為な人材を育成するものです。

2. 奨学金の貸付額（月額）

大 学	30,000円	高等専門学校（1年～3年）	20,000円
		”（4年～5年）	30,000円
市内の専修学校	30,000円	高等学校	20,000円

※いずれも無利子

3. 貸付期間

正規の修学期間

4. 奨学生の資格

経済的理由により、修学が困難な者かつ①～③に該当する者

- ① 品行方正、学業成績が優秀な者
- ② 心身ともに健全であって成業の見込みのある者
- ③ 保護者または後見人が玉野市民である者

5. 選考基準

<学業基準>

各科目5段階評価の平均3.0以上であること

<家計基準>

世帯あたりの給与収入又は給与以外の所得金額が、
独立行政法人日本学生支援機構が実施する第1種奨学金（貸与・無利子・在学採用）
の各校種における家計基準の上限以下であること

※選考基準確認シートで収入基準に該当するかおおよその確認ができます。

あくまで目安ですので、ご不明な点等ありましたら社会教育課までお問い合わせください。

6. 申請手続き

(1) 申請期間

令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木) 必着

(2) 提出書類

①奨学生願書(様式第1号) <健康状況の証明(医師または学校長)を含む>

※健康状況の欄は、医師または学校長が証明する健康診断書を別に添付しても可

②卒業校(または在学)の成績証明書(開封されたものは不可)

※在学の場合直近1年分のもの

③申請者の世帯全員の所得証明書(課税標準額の記載のあるもの)

(3) 提出場所

玉野市教育委員会社会教育課へ持参または郵送

※持参する場合は、土日祝日を除く日の8:30～17:15までに持参してください。

7. 選考

奨学生選考委員会に諮り、教育委員会の決議を経て6月下旬までに採否を決定します。

採否の結果は、申請者の保護者の住所に申請者の名前あてに送付いたします。

8. 採用～貸付

(1) 説明会への参加

採用の際、ご案内します。ご参加ください。

(2) 提出書類

①誓約書(奨学生本人、連帯保証人1名、保証人2名が記入、押印)

②印鑑証明書(奨学生本人、連帯保証人1名、保証人2名のもの)

③在学証明書

④請求書

(3) 貸付

5月(4～6月分)、8月(7～9月分)、11月(10～12月分)、2月(1～3月分)に口座に振り込みます。(初年度は、8月に4～9月分を振り込みます。)

9. 貸付の停止

以下の場合、貸付を停止します。

- ① 奨学生本人が死亡したとき
- ② 疾病、退学その他の理由により、生業の見込みがないとき
- ③ 学業または品行が不良なとき
- ④ 経済事情の好転により貸付の必要がなくなったとき

※①のときは、事情により現に受けた資金の返還額を免除することができます。

※②～④のときは即時返還となります。

10. 返還

学校卒業後、6か月を経過した月から返還が始まります。

(1) 提出書類

- ①奨学金借用証書（奨学生本人、連帯保証人1名、保証人2名が記入、押印）
- ②印鑑証明書（奨学生本人、連帯保証人1名、保証人2名のもの）

(2) 返還の期間と方法

10年以内に、月賦または半年賦で返還していただきます。原則、口座引落しです。

例) 月 賦：3月に卒業した場合、10月から毎月返還

半年賦：3月に卒業した場合、12月から毎年6月と12月に返還

11. 返還の猶予及び免除

<猶予>

上級の学校に進学したとき、または特別の事情により一時返還の能力を失うにいたったときは、返還を延期することができます。

<免除>

学校卒業後に玉野市に居住し、一定の要件を満たす場合、返還額の一部を免除する制度があります。詳しくは、市HPを御覧ください（下記二次元コード）。

12. その他

以下の場合、直ちにご連絡ください。

- ①休学、復学、転学、退学、留年したとき
- ②奨学生本人及び連帯保証人、保証人の氏名、住所、連絡先、職業その他重要な事項に異動があったとき

【申請先・お問い合わせ先】

〒706-8510

玉野市宇野1-27-1

玉野市教育委員会社会教育課（玉野市役所3階）

TEL：(0863) 32-5577



市HP